

高比良正明議員に猛省を促す決議

令和8年8月25日の本会議において、高比良議員の一般質問「市民協議会の市民参加と公開について」の質疑中、特定の女性議員に関する文脈において、その人格や尊厳を損ないかねない不適切な表現が用いられた。

当該表現に用いられた言葉は、辞書において、料理屋や居酒屋、宴会などの席で酒の酌をする女性を指すとともに、そのように装った売春婦を指す意味を有する言葉とされている。

さらに、言葉は辞書上の意味だけではなく、歴史的な用法について、どのように受け止められるかも考慮する必要がある。

当該発言は、その全体の文脈から、特定の女性議員がそのような立場で招かれ、それを受け入れて参加したかのような印象を与えかねないものである。

本決議が問題とするのは、単に当該表現に用いられた言葉の辞書上の意味のみではなく、特定の女性議員に関する場面を表現するに当たり、あえてこのような意味を有する言葉を選択し、用いたことである。議会という公的な場における発言として、このような言葉を用いる必要性及び相当性があったとは認め難い。

さらに、その後の令和8年9月4日開催された幹事長会においても、同様の表現を再び使用した。

このことは、当該表現が持つ意味や、それによって他者の尊厳を傷つけるおそれについて、十分な認識を示しているとは言い難く、議員としての言葉の重みを踏まえれば、その姿勢は厳しく問われるべきものである。

議会は、市民から負託を受けた議員が、政策や市政上の課題について自由かつ活発に議論を交わす場であり、議員相互の厳しい批判や論評も、民主的な議論の一環として尊重されるべきものである。

しかしながら、議員の言論の自由は、他者の人格や尊厳を損なう表現まで無制限に許容するものではない。とりわけ、本会議という公の場において、現職の議員をこのような意味を有する言葉と結び付けて表現することは、単なる政策上の

批判や政治的論評とは性質を異にするものであり、発言の対象となった議員の人格と尊厳を傷つけるとともに、議会の品位及び市民の議会に対する信頼を損なうものであり、看過することはできない。

また、地方自治法第 132 条は、普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、議員は無礼の言葉を使用してはならない旨を定めており、今回の発言は、同条の趣旨に照らしても、極めて不適切なものである。

また、岸和田市議会議員政治倫理条例第 3 条は、議員が遵守すべき政治倫理基準として、第 9 号に「セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等公序良俗に反する言動をしないこと」と定めている。今回の発言は、特定の議員について、その尊厳を損なうおそれのある表現を用いたものであり、同号が定める政治倫理基準に照らしても、これに抵触するものと考えざるを得ない。

さらに、岸和田市議会基本条例第 21 条は、議員に対し同政治倫理条例を規範として遵守することを求め、同条例第 24 条は、議会及び議員に議会基本条例を誠実に遵守することを求めている。したがって、今回の発言は、本市議会が自ら定めた政治倫理及び議会の基本規範に照らしても、看過することのできないものである。

議員は、その発言が市民に広く伝わる公的なものであることを自覚し、性別を問わず、互いの人格と尊厳を尊重するとともに、節度と責任をもって言論活動を行わなければならない。

よって、本市議会は、高比良正明議員に対し、今回の発言を重く受け止め、自らの言動を省み、議員としての品位と責任を改めて自覚し、今後このような不適切な言動を繰り返すことのないよう、猛省を強く求める。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 16 日

岸和田市議会